

目 次

令和5年5月17日（水曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時39分）

招集告示	1
開会、開議	6
仮議席の指定	6
議長選挙	6
休憩（午前9時55分）	8
再開（午前9時57分）	9

議事日程（第1号追加1）

会期の決定	10
副議長選挙	10
休憩（午前10時09分）	12
再開（午前10時13分）	13
議席の指定	13
会議録署名議員の指名	13
休憩（午前10時15分）	14
再開（午前10時18分）	14
常任委員会委員の選任	15
休憩（午前10時20分）	15
再開（午前11時57分）	16
休憩（午前11時58分）	16
再開（午後1時00分）	17
常任委員会正副委員長の決定	17
休憩（午後1時01分）	17
再開（午後1時07分）	18
議会運営委員会委員の選任	18
休憩（午後1時08分）	18
再開（午後1時15分）	19

議会運営委員会正副委員長の決定	1 9
議会広報特別委員会の設置（発議第 1 号）	2 0
発議第 1 号に対する質疑	2 0
討論、採決（発議第 1 号）	2 0
休憩（午後 1 時 1 8 分）	2 1
再開（午後 1 時 2 1 分）	2 2
議会広報特別委員会委員の選任	2 2
休憩（午後 1 時 2 3 分）	2 2
再開（午後 1 時 2 7 分）	2 3
議会広報特別委員会正副委員長の決定	2 3
休憩（午後 1 時 2 8 分）	2 3
再開（午後 1 時 4 0 分）	2 4
小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙	2 4
伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙	2 5
香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	2 6
小豆島中央病院企業団議会議員の選挙	2 7
香川県広域水道企業団議会議員の選挙	2 8
休憩（午後 1 時 4 9 分）	2 9
再開（午後 2 時 1 2 分）	3 0
議会運営委員長報告	3 0
議事日程（第 1 号追加 2）	
議案の上程、提案理由の説明	3 2
（議案第 1 号～議案第 4 号）	
提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 4 号）	3 4
討論、採決（議案第 1 号～議案第 4 号）	3 4
議案の上程（同意第 1 号）	3 6
提案理由の説明（同意第 1 号）	3 6
提案理由に対する質疑（同意第 1 号）	3 6
討論、採決（同意第 1 号）	3 8
閉会中の継続調査の申出	4 0
議員の派遣について	4 0
閉会（午後 2 時 3 6 分）	4 1

令和5年5月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第52号

令和5年5月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月11日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和5年5月17日（水）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 議会広報特別委員会の設置について
 - (6) 議会広報特別委員会委員の選任について
 - (7) 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
 - (8) 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
 - (9) 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (10) 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について
 - (11) 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度土庄町一般会計補正予算（第1号）)
 - (13) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例の一部を改正する条例)
 - (14) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (15) 令和5年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
 - (16) 土庄町監査委員の選任について

令和5年5月17日（水曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議会事務局長（三枝恵吾君）

おはようございます。議会事務局長の三枝でございます。

このたびは、議員の皆さま、ご当選誠におめでとうございます。

本臨時会は、ご承知のとおり一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、年長の議員は、大野一行議員でございますので、ご紹介申し上げます。

大野一行議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（大野一行君）

ただ今、ご紹介をいただきました、大野一行でございます。

地方自治法 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何卒よろしく願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

○臨時議長（大野一行君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 5 年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆さまにおかれましては、去る 4 月 23 日に行われました土庄町議会議員選挙の結果、めでたくご当選されましたことを心からお祝い申し上げます。また、この度は、4 名の方が新しく当選されました。これから、土庄町の発展のために大いに活躍されることと存じます。

ご承知のとおり、土庄町を取り巻く環境は、厳しさを増しております。今後とも議員の皆さまと連携して、まちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

本日は、選挙後初めての議会であり、議会のスムーズな活動のため、その内部構成を整える機会ではありますが、専決処分の承認についてが 3 件、補正予算関係が 1 件の議案を提案しております。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

○臨時議長（大野一行君）

お諮りいたします。

この度、お互いに当選の荣誉を担って議席を得たのでありますが、当選後の初議会でもありますので、お互いの住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願い

したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長 (大野一行君)

異議がないようでございますので、僭越でございますが、私から先に申し上げます。大谷在住の大野一行でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、1番議席の方から、順次お願い申し上げます。

○1番 (岡本真澄君)

おはようございます。大木戸在住の岡本真澄です。よろしく願い申し上げます。

○2番 (石井亨君)

おはようございます。豊島在住の石井亨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○3番 (宮原隆昌君)

おはようございます。大木戸在住、宮原隆昌です。よろしく願いいたします。

○4番 (森英樹君)

おはようございます。本町出身といたしますか、地区でいえば、保土喜崎出身の森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○5番 (小川務君)

おはようございます。渕崎地区上庄の小川務です。よろしく願いします。

○6番 (井藤茂信君)

おはようございます。伊喜末出身、伊喜末在住の井藤茂信でございます。よろしく願いいたします。

○8番 (鈴木美香君)

おはようございます。長浜在住、立憲民主党の鈴木美香です。よろしく願いします。

○9番 (福本達雄君)

おはようございます。大部の田井に住んでおります福本達雄です。どうぞよろしく願いいたします。

○10番 (濱野良一君)

おはようございます。渕崎在住の濱野良一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○11番 (福本耕太君)

おはようございます。日本共産党の福本耕太です。吉ヶ浦に住んでます。よろしく願いします。

- 12番（川本貴也君）
おはようございます。四海地区、長浜在住、川本貴也でございます。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（大野一行君）
続きまして、執行部の方々も職名、氏名程度の自己紹介をお願いしたいと思います。町長から順次よろしくお願ひいたします。
- 町長（岡野能之君）
町長の岡野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（山本浩司君）
副町長の山本浩司でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 企画財政課長（佐伯浩二君）
企画財政課長の佐伯浩二です。よろしくお願ひします。
- 総務課長（笹山恵子君）
総務課長の笹山恵子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 建設課長（濱口浩司君）
建設課長の濱口浩司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 農林水産課長（塩見康夫君）
農林水産課長の塩見康夫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 商工観光課長（蓮池幹生君）
商工観光課長の蓮池幹生と申します。よろしくお願ひします。
- 教育長（港育広君）
教育長の港育広です。よろしくお願ひします。
- 教育総務課長（堀康晴君）
教育総務課長の堀康晴と申します。よろしくお願ひします。
- 生涯学習課長（宮原正行君）
生涯学習課長の宮原正行と申します。よろしくお願ひいたします。
- 健康福祉課長（石床勝則君）
健康福祉課長の石床勝則です。よろしくお願ひいたします。
- 住民環境課長（島原正喜君）
住民環境課長の島原正喜です。よろしくお願ひします。
- 税務課長（渡辺志保君）
税務課長の渡辺志保と申します。よろしくお願ひいたします。
- 会計課長（須浪美香君）
会計課長兼会計管理者の須浪美香です。どうぞよろしくお願ひします。
- 臨時議長（大野一行君）
ありがとうございました。

令和5年5月17日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本達雄君）
10 番（瀧野良一君）	11 番（福本耕太君）	12 番（川本貴也君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（瀧口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○臨時議長（大野一行君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（大野一行君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

議長選挙

○臨時議長（大野一行君）

これより本日の日程に入ります。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（大野一行君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

お諮りいたします。土庄町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 岡本真澄君および2番 石井亨君を指名いたします。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大野一行君）

異議なしと認めます。

よって、立会人に1番 岡本真澄君および2番 石井亨君を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。なお、同姓の方がおられますので、名字のみでなく氏名を確実に記入してくださるようお願いいたします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（大野一行君）

投票用紙の配布もれはございませんか。

（発言者なし）

○臨時議長（大野一行君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検・異状なし）

○臨時議長（大野一行君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

議会事務局長の点呼に応じて、順次投票を願います。

○議会事務局長（三枝恵吾君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番 岡本真澄議員、2 番 石井亨議員、3 番 宮原隆昌議員、4 番 森英樹議員、5 番 小川務議員、6 番 井藤茂信議員、8 番 鈴木美香議員、9 番 福本達雄議員、10 番 濱野良一議員、11 番 福本耕太議員、12 番 川本貴也議員、7 番 大野一行議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う）

○臨時議長（大野一行君）

投票もれはありませんか。

（発言者なし）

○臨時議長（大野一行君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番 岡本真澄君および 2 番 石井亨君、立ち会いをお願いいたします。

（1 番 岡本真澄君および 2 番 石井亨君が立ち会いのもと、職員が開票）

○臨時議長（大野一行君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、濱野良一君 9 票、福本耕太君 2 票、鈴木美香君 1 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票であります。よって、濱野良一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○臨時議長（大野一行君）

ただ今、議長に当選されました濱野良一君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

おめでとうございます。濱野良一君、議長就任のごあいさつをお願いいたします。演壇のほうへお越してください。

○10 番（濱野良一君）

ただ今、多くの議員の皆さまにご推挙されまして、議長の任を拝命することとなりました。その足跡の重要さと責任の重さを改めて感じるとともに、とても身の引き締まる思いでございます。

現在、コロナ禍ということでありますけれども、5 月 8 日に 2 類から 5 類に移行し、これからコロナ前の時代に一生懸命戻っていこうとしなければいけない時代であります。小豆島土庄町もご多分に漏れず、これから一生懸命やっっていかなければいけないと思います。そのためにも、町執行部と議会がしっかりと議論を深めて、決めるところは速やかに決めるというふうなことを行わなければいけないと考えております。私も、議長として公正公平に、そして丁寧に議会運営を務めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、ぜひ、ご協力をお願いいたしまして冒頭、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（大野一行君）

これをもって、議長席を新議長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。

濱野良一議長、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（濱野良一君）

これより私が、議事進行を務めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 55 分

再 開 午前 9 時 57 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議事日程（第 1 号追加 1）

別紙のとおり

会期の決定

- 議長（濱野良一君）
再度申し上げます。
会期は、本日 1 日と決定いたしました。

副議長選挙

- 議長（濱野良一君）
日程第 3、選挙第 2 号 副議長選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（濱野良一君）
ただ今の出席議員は 12 名であります。
お諮りいたします。
土庄町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 宮原隆昌君
および 4 番 森英樹君を指名いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、立会人に 3 番 宮原隆昌君および 4 番 森英樹君を指名いたします。
投票用紙を配布させます。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙
人の指名を記載願います。
なお、同姓の方がおられますので、姓字のみでなく氏名を確実に記入してく
ださるようお願いいたします。

（投票用紙配布）

- 議長（濱野良一君）
投票用紙の配布もれはありませんか。
（発言者なし）

- 議長（濱野良一君）
配布もれなしと認めます。
投票箱を点検いたします。
（投票箱点検・異状なし）

○議長（濱野良一君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（三枝恵吾君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1 番 岡本真澄議員、2 番 石井亨議員、3 番 宮原隆昌議員、4 番 森英樹議員、5 番 小川務議員、6 番 井藤茂信議員、7 番 大野一行議員、8 番 鈴木美香議員、9 番 福本達雄議員、11 番 福本耕太議員、12 番 川本貴也議員、10 番 濱野良一議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う）

○議長（濱野良一君）

投票もれはありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番 宮原隆昌君および 4 番 森英樹君は、立ち会いをお願いいたします。

（3 番 宮原隆昌君および 4 番 森英樹君立ち会いのもと、職員が開票を行う）

○議長（濱野良一君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、福本達雄君 8 票、福本耕太君 2 票、鈴木美香君 2 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3 票であります。よって、福本達雄君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○議長（濱野良一君）

ただ今、副議長に当選されました福本達雄君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

福本達雄君、副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。演壇のほうへお越しください。

○9 番（福本達雄君）

ご挨拶を申し上げます。

ただ今、選挙によりまして副議長という重責にご指名いただきまして、誠にありがとうございます。厚く、御礼申し上げます。

議員皆さまのご協力をいただき、新議長を補佐し、住民福祉の向上と町政の発展のためにその任務を全うしたいと思っております。今後とも、一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、挨拶といたします。誠にありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に本議席への移動をお願いいたします。

本議席につきましては、先ほど議長、副議長が決まりましたので、議長、副議長の席は先例により、11番が副議長、12番が議長となります。よろしくご理解賜りたいと思います。議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（三枝恵吾君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。

1番 岡本真澄議員、2番 石井亨議員、3番 宮原隆昌議員、4番 森英樹議員、5番 小川務議員、6番 井藤茂信議員、7番 大野一行議員、8番 鈴木美香議員、9番 福本耕太議員、10番 川本貴也議員、11番 福本達雄議員、12番 濱野良一議員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、朗読したとおり議席を指定いたしますので、移動をお願いいたします。

（休憩中、選挙の結果により各議員は議席を移動）

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時13分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議席の指定

- 議長（濱野良一君）
日程第 4、決定第 1 号 議席の指定を行います。
議席は、土庄町議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。
議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（三枝恵吾君）
再度、朗読させていただきます。
1 番 岡本真澄議員、2 番 石井亨議員、3 番 宮原隆昌議員、4 番 森英樹議員、
5 番 小川務議員、6 番 井藤茂信議員、7 番 大野一行議員、8 番 鈴木美香議員、
9 番 福本耕太議員、10 番 川本貴也議員、11 番 福本達雄議員、12 番 濱野良一
議員、以上でございます。
- 議長（濱野良一君）
ただ今、朗読したとおり議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

- 議長（濱野良一君）
日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、土庄議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、
5 番 小川務君、6 番 井藤茂信君を指名いたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会の件についてお諮りいただきたいと思いますので、委員会室にお集まりいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 15 分

再 開 午前 10 時 18 分

出席議員及び欠席議員

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

常任委員会委員の選任

○議長（濱野良一君）

日程第 6、決定第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（三枝恵吾君）

各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、岡本真澄議員、宮原隆昌議員、小川務議員、鈴木美香議員、川本貴也議員、福本達雄議員。

教育民生常任委員会は、石井亨議員、森英樹議員、井藤茂信議員、大野一行議員、福本耕太議員、濱野良一議員でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の開催場所については、総務建設常任委員会を第 1 委員会室、教育民生常任委員会を第 2 委員会室といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 20 分

再 開 午前 11 時 57 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

休憩

- 議長（濱野良一君）
ただ今、教育民生常任委員会の委員長、副委員長の互選を行っておりますが、まだ決まっておりません。しばらく時間がかかりそうでございますので、ここで一度、暫時休憩をいたしまして、再開を 13 時からとしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 58 分
再 開 午後 1 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

常任委員会正副委員長の決定

- 議長（濱野良一君）
各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（三枝恵吾君）
各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。
総務建設常任委員会委員長 小川務委員、副委員長 宮原隆昌委員。
教育民生常任委員会委員長 福本耕太委員、副委員長 井藤茂信委員。以上で
ございます。
- 議長（濱野良一君）
ただ今、報告のとおりであります。
よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。
なお、休憩中に議会運営委員会の委員を選任いただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

休 憩 午後 1 時 01 分

再 開 午後 1 時 07 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

- 議長（濱野良一君）

日程第 7、決定第 3 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本委員会の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

- 議会事務局長（三枝恵吾君）

議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

石井亨議員、森英樹議員、小川務議員、井藤茂信議員、鈴木美香議員、川本貴也議員、以上でございます。

- 議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩 午後 1 時 08 分

再 開 午後 1 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。
議会事務局長。

○議会事務局長（三枝恵吾君）

議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。

委員長 川本貴也委員、副委員長 井藤茂信委員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、報告のとおりであります。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議会広報特別委員会の設置（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 8、発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。発議第 1 号は、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

議会運営委員会委員長 川本貴也君。

○議会運営委員会委員長（川本貴也君）

発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置についてでございます。議会広報特別委員会の設置につきまして、朗読により趣旨説明とさせていただきます。

議会広報特別委員会の設置について。土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

委員会の名称、議会広報特別委員会。設置の期間、議決の日から任期満了日まで。委員の定数 7 名。設置の理由、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、本委員会を設置するものである。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

発議第 1 号に対する質疑

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に、各常任委員会を開催していただき、議会広報特別委員を選出していただきます。委員会の開催場所については、総務建設常任委員会を第1委員会室、教育民生常任委員会を第2委員会室といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後1時18分

再 開 午後1時21分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（濱野良一君）
日程第9、決定第4号 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本委員の選任については、土庄町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

- 議会事務局長（三枝恵吾君）
議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。
議会広報特別委員会委員に、岡本真澄議員、石井亨議員、宮原隆昌議員、小川務議員、井藤茂信議員、大野一行議員、濱野良一議員、以上でございます。

- 議長（濱野良一君）
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただ今指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。
なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただきまして、正副委員長
の互選をお願いいたします。

休 憩 午後1時23分
再 開 午後1時27分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会広報特別委員会正副委員長の決定

- 議長（濱野良一君）
議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（三枝恵吾君）
議会広報特別委員会の正副委員長をご報告申し上げます。
委員長 宮原隆昌委員、副委員長 石井亨委員、以上でございます。
- 議長（濱野良一君）
ただ今、報告のとおりであります。
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。
休憩中に全員協議会を開いていただき、各団体の選出議員を協議、決定して

いただきたいと思いますので、全員委員会室のほうへお集まりください。

休 憩 午後 1 時 28 分

再 開 午後 1 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 10、選挙第 3 号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。
本組合議会の議員は、小豆地区広域行政事務組合同規約第 5 条第 1 項の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、小豆地区広域行政事務組合議会議員に、森英樹君、小川務君、福
本達雄君、福本耕太君、川本貴也君、そして私 濱野良一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を小豆地区広域行政事務組合議
会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、小豆地区広域行政事務組合議会
議員に当選されました。

ただ今、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議
場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により
当選の告知をいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙

○議長(濱野良一君)

日程第 11、選挙第 4 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会の議員は、伝法川防災溜池事業組合規約第 5 条第 2 項第 1 号の規
定により、本町議会議員の中から 2 名選挙することになっています。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名
推選にいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、小川務君、そして私 濱野良一を指名
いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を伝法川防災溜池事業組合議
会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議
会議員に当選されました。

ただ今、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました諸君が、議
場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選
の告知をいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 12、選挙第 5 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行
います。本広域連合議会の議員は、香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の
規定により、本町議会議員の中から 1 名選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名
推選にいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思
います。

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に福本耕太君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました福本耕太君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました福本耕太君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました福本耕太君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小豆島中央病院企業団議会議員の選挙

○議長(濱野良一君)

日程第13、選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙を行います。

本企业団議会の議員は、小豆島中央病院企業団規約第6条の規定により、本町議会議員の中から6名選挙することになっています。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

小豆島中央病院企業団議会議員に、小川務君、大野一行君、福本達雄君、福本耕太君、川本貴也君、そして私 濱野良一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただ今、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

香川県広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 14、選挙第 7 号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

本企業団議会の議員は、香川県広域水道企業団規約第 5 条の規定により、本町議会議員の中から 1 名選挙することになっています。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

香川県広域水道企業団議会議員に福本耕太君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました諸君を、香川県広域水道企業団議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました福本耕太君が、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました福本耕太君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

休憩

○議長(濱野良一君)

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催して、議会運営等についてのご協議をお願いしたいと思います。議員の皆さまは議員控室にお集まりください。

休 憩 午後1時49分

再 開 午後2時12分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会運営委員長報告

- 議長（濱野良一君）
ただ今の議会運営委員会の結果について、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

- 議長（濱野良一君）
議会運営委員長 川本貴也君。

- 議会運営委員長（川本貴也君）
議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、先ほど委員会室におきまして、議会運営等について審議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

町長より、議案第 1 号から議案第 3 号までの専決処分の承認 3 件と議案第 4 号の補正予算 1 件および同意第 1 号 監査委員の選任についての議題が提出されました。

本日、これらの会議の進め方でございますが、これを日程に追加して、ただちに議題とし、全体会議で質疑、討論、採決をお願いする予定にしております。

最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出と、議員派遣についてを追加し、5 月臨時会を終了する予定でございます。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

- 議長（濱野良一君）
お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 4 号、同意第 1 号、閉会中の継続調査申出について、議員の派遣についてを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 4 号、同意第 1 号、閉会中の継続調査申出について、議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議事日程（第1号追加2）

別紙のとおり

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 15、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号））の件から、日程第 18、議案第 4 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）について、令和 5 年 4 月 1 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。補正内容につきましては、3 ページから 14 ページになります。

3 ページ、第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際に説明します。歳出としまして、12 ページ、13 ページをお願いします。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業 2899 万 3 千円は、65 歳以上の高齢者および基礎疾患がある方に加え、医療従事者を対象として、春夏の新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するための経費です。接種回数は合計で 5230 回を想定しており、全額国費を充当します。

今回の接種事業は、接種希望者ができるだけ早期に接種可能となる体制を整えるためのもので、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分いたしました。専決の補正内容については以上です。

○議長（濱野良一君）

引き続き、総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第 2 号からご説明させていただきます。

議案書の 15 ページをお開きください。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町税条例の一部を改正する条例について、令和 5 年 3 月 31 日専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、16 ページから 41 ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、いずれも国の税制改正による改正でございます。

続きまして、議案書の 42 ページをお開きください。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和 5 年 3 月 31 日専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、43 ページから 53 ページになります。

提案理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、具体的には中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しを実施するものでございます。私からは、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

引き続き、佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、議案書の 55 ページをお開きください。

議案第 4 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際に説明します。

歳出としまして、64 ページ、65 ページをお願いします。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付事業は、令和 3 年度、4 年度に引き続き、物価高騰の影響を緩和するため、低所得の子育て世帯に対して、18 歳までの子ども 1 人につき 5 万円を支給するものです。

支給対象者は、児童手当または特別児童扶養手当の受給者と高校生のみを扶養する世帯で、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯となります。ひとり親世帯に係るものについては県が支給します。なお、直近の給与明細をもとに住民税を試算した結果、非課税となる家計急変世帯も対象となります。この要件に基づき、令和 4 年度の受給世帯に対しては、プッシュ型で給付するとともに、今年度新たに非課税となる世帯に対しても給付いたします。

対象者数につきましては、過去の実績をもとに積算しており、合計が 75 世帯

135人を予定しております。全額国費を充当します。

55ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は751万8千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと93億1151万1千円となります。補正予算関係は以上です。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第4号）

○議長（濱野良一君）

ただ今説明のありました議案第1号から議案第4号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第4号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第4号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第15、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度土庄町一般会計補正予算（第1号））について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 16、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 17、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 18、議案第 4 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程（同意第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第19、同意第1号 土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番 森英樹君の退席を求めます。

（4番 森英樹君退席）

提案理由の説明（同意第1号）

○議長（濱野良一君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

同意第1号 土庄町監査委員の選任について。土庄町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、氏名、生年月日等は記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和5年5月11日付けをもって井上正清氏の任期が満了いたしましたので、後任を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第1号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました同意第1号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

質疑を行います。

2018 年、平成 30 年 4 月より、地方自治法改正により監査委員の議会選出の廃止が可能になっています。法改正の趣旨を理解してですね、いくのであれば、議会とも町のほうはしっかりと議論をした上で、こうした話を進めていくべきだったのではないんかと思うんですけども、こうした議論が事前になかったのはどうしてなのかということをお聞きしたいと思います。法改正は知っていたのかどうかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長 (濱野良一君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

福本議員の質問にお答えします。

確認なんですけども、法改正の部分と議会としての、なぜ議会のほうにわれわれが選出する方について議論を求めるといことがなかったというところでもよろしいでしょうか。

法改正については、私、ご存知ありません。それとですね、議会のほうで求めておりませんのは、われわれの確認ミスという部分があったかもしれませんが、私も議員をしておりました。当然、議会の中で話し合う時間はあったことだろうと思っておりますし、それと先ほどの議会運営委員会の中で、そういうような疑問点があるのであれば、当然質問が出てくるであろうと思っておりましたので、そのようなことでございます。以上でございます。

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

まず、法改正があったということ知らなかったというふうにおっしゃったんで、だからそのまま出されたんだというふうに思うんですけども、それはそういうことですね。法改正でね、平成 30 年 4 月に地方自治法の改正があって、議会から監査委員を選出するかどうかについては、今までの法律については、そういうふうになってしまったけども、選出しなくてもいいですよと、そういう制度を廃止することが可能になったというふうな仕組みがありましたんで、知らなかったらこちらのほうに投げかけてくることもないと思うんですけども、それは知らなかったということ自体が、町長が知っていたかどうかは別にしても、執行部はちょっとそれは、法律を知らないっていうのは、法改正があった

ことを知らないっていうのは、やはり課長クラスのほうで配慮が足らなかったんじゃないのかなど。知ってた場合やったら、こんなふうになってるんだけど、「議会のほうにも協議してください」と言うて、今日の臨時議会までに話があったら議員の皆さんも、それから森さん自身もいろんな思いを持たれてもすっきりとした上で、今回の本会議にあたれたんじゃないのかなと思いますんで、法改正が行われていたことを知らなかったというようなことはないようにしてほしいというふうに思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかにございますか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、同意第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

同意第 1 号については、討論を省略いたしたいと思えます。

（「異議あり」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

反対しますので、省略しないでください。

○議長（濱野良一君）

ただ今、ご提案がございました。討論省略に異議がありますので、同意第 1 号 土庄町監査委員の選任について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まず始めに、人格的な否定につながらないように、誤解がないように申し上げておきたいと思えます。森英樹議員に対して人格的にどうだとか、そういうことではありませんので、まずそこをしっかりとおさえていただいた上で、話を聞いていただきたいと思います。その上でですね、先ほども言いましたけれ

ども、法改正があつて議会から監査委員を選出しなくてもいいというふうになっておりますので、そういうふうにしていくべきだと私は考えを持っております。そういう法律がなぜ変えられたのかという法改正の趣旨をですね、しっかりと理解した上で、私は専門的な見識を持っている外部委員の登用が最も好ましいというふうに思います。ということで、反対をしたいと思います。理由についてですけれども、なぜそう考えるかということですから、予算の中にはですね、議会の予算も入ってるんです。それを、議会の予算の監査をですね、執行された予算の監査を議員が行う。自分の監査を自分で行うっていうのは、やはりおかしいんじゃないかなと思いますので、仕組みそのものに反対する立場から今回は反対をしたいというふうに思います。以上で反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

今回、同意第1号につきましては、森英樹氏ということで、適任かと思われまますので賛成したいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

私も先ほど議運で、以前のやり方と違いますので、ちょっとうっかりしていた私はミスを認めますが、やはり福本議員がおっしゃるように、自分の身の監査を自分がするというのは、どう考えてもおかしいのではないかという観点から私も反対します。外部のしっかりした専門家を監査にたてるのが公平性を保つのに必要だと思います。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、同意第1号についての質疑は、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

4 番 森英樹君の入場を許します。

(4 番 森英樹君 入場)

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、継続調査に付することにした。

議員の派遣について

○議長（濱野良一君）

日程第 21、議員の派遣についてを議題といたします。

お手元に配布いたしましたとおり派遣することにしたと思います。議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和 5 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 2 時 36 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会臨時議長 (大 野 一 行)

土庄町議会議長 (濱 野 良 一)

同 議員 (小 川 務)

同 議員 (井 藤 茂 信)